

令和元年10月6日

男里浜区理事 各位

区 長 小寺俊治

亀公園の存続要望に関する折衝経緯

- 8. 9 都市整備部長(奥田 雅則)に、要望書を提出
- 8. 1 1 上記要望書について、理事会で追認
- 8. 1 9 区長が、都市整備部の職員(部長、課長2名、係長2名)と面談
上記要望書の補足見解書(手続不備)を、都市整備部に提出
- 9. 8 理事会において、市長宛の要望書(案)の内容承認
- 9. 1 0 区長が、古木孝彦秘書広報課長に竹中市長宛の要望書を提出
- 9. 1 1 都市整備部の奥田部長以下5名の市職員と、小寺、川崎、亀谷が
市役所で面会。双方から、次のとおり提示し合う。
 - ① 市 ⇒ 男里浜区
なみはやグラウンド(サッカー場)や、南部防災センター(体育館を含む)の予約が空いている日に、それらを一般開放することを代替策として検討願いたい。
 - ② 男里浜区 ⇒ 市
サッカー場や南部防災センターを開放してもらっても、遊具が何もなく、亀公園の代替施設とは評価できない。
亀公園の閉鎖が避けられないのであれば、亀公園の遊具を解体して、浜公園へ移設することを要望するので検討願いたい。
- 9. 1 5 男里浜区の敬老会で、竹中市長が上記①の回答。
- 9. 2 0 グラウンド・ゴルフ場の事業者へ要望書を提出することを確認。
要望書を、配達証明郵便で発送。
- 9. 2 1 事業者へ要望書が配達された(郵便局からのハガキで確認)。

令和元年 9 月 20 日

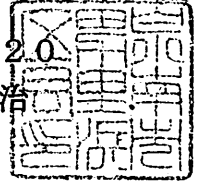
〒 6 4 9 - 6 3 1 1

和歌山市里 4 1 番地の 1

一般社団法人いごこち環境研究会 御中

大阪府泉南市男里 7 - 2 9 - 2 0

男里浜区長 小寺俊治



事業計画の再検討要望書

私は、泉南市男里 6 丁目および 7 丁目に居住する約 1,000 世帯の住人で構成される「男里浜区」の区長であります。突然、このような書面をお届けすることのご無礼をお許しください。

さて、泉南市は、泉南市りんくう南浜 2 - 1 所在の 19,970.30㎡の土地(以下「計画地」といいます。)において、民間活力によるグラウンド・ゴルフ場を建設するという事業計画を、私たち男里浜区民はもちろん、泉南市の全市民に公開しない(伏せた)まま決定しました。

そして泉南市は、計画地でグラウンド・ゴルフ場を整備、維持管理及び運営する事業を実施する民間事業者を選定するため、平成 31 年 3 月 6 日付で募集要項を公表し、その後、貴法人を優先交渉権者として決定した旨を、同年 5 月 16 日付で公表しました。

私たちも、りんくう公園の海岸沿いにある遊休地(現在は土砂の仮置き場で、貴法人が示された平面図の B、C、D ゾーン)にグラウンド・ゴルフ場が建設されること自体には何ら異議はなく、むしろ賛成する立場にあります。

しかしながら、泉南市が募集要項の別紙「位置図」において黄色で表示し、「本事業として整備することが可能な区域」と指定した土地には、泉南市ではめったに見られない立派な遊具を備え、男里浜区民の大変貴重な憩いの場である「りんくう南浜 2 号公園」(以下「亀公園」といいます。)が存在しております。

そして残念なことに、貴法人は亀公園用地を前述の平面図に A ゾーンと表示され、グラウンド・ゴルフ場の建設対象地とする計画を提出されました。

私たち男里浜区民は、この亀公園から最も近い場所に居住しており、地域の子供たちの遊びの場、若い親たちの子育ての場、年配者のウォーキングの休憩

地、病後回復のトレーニング用地などと、実に多方面にわたって亀公園を利用しております。

そして、区長の私のもとへは、「うちの子は、亀公園で練習して自転車に乗れるようになった。孫ができたらまた連れて行きたい。」という亀公園に限りない愛着を覚える主婦や、「トイレが近くなった年寄りでも、亀公園なら安心して長居ができ、ゆっくり話ができる。本当にいい公園や。」というその具体的恩恵を指摘する年配者など、実に多くの切実な生の声が寄せられています。

収益を目的とする有料グラウンド・ゴルフ場が建設されることにより、亀公園が閉鎖されることについては、男里浜区民のほとんどが強い反対の気持ちを抱いており、現に男里浜区の理事会(住民が選出した20名の理事で運営)においては、亀公園の閉鎖に反対することが満場一致で決議されました。

貴法人としては、泉南市が募集要項において、当該場所を「整備可能区域」と位置づけたため、事業効率や収益等を勘案したうえでグラウンド・ゴルフ場の建設計画地に含めたに過ぎない・・・というご見解であるかもしれません。

しかしながら、前述したとおり、泉南市は亀公園用地においてもグラウンド・ゴルフ場の建設を可能とする計画を、すべての市民に伏せた(隠した)うえで決定し、そのまま事業者を募集しているのです。男里浜区民は泉南市が、関係者に事前説明もせず、その意見も聴取せずに強引にこの計画を決定したという、住民無視の姿勢に強い憤りを覚えています。

このような状況において、貴法人が亀公園の跡地に有料のグラウンド・ゴルフ場を建設され、その営業を開始されることになれば、男里浜区民は深く失望し、そのようなグラウンド・ゴルフ場を絶対に歓迎するには至らないであろうことが、容易に推察できます。

これは、前述した泉南市の強行姿勢に起因するものであったとしても、住民の怒りは泉南市よりもむしろ目の前で営業している事業者に向かうことが考えられます。グラウンド・ゴルフ場を運営する貴法人が怨嗟の的になる事態すら否定できないのです。言い換えますと、事業者である貴法人は「招かれざる客」あるいは「歓迎されない進出者」と受け止められる可能性が強いのです。

貴法人は、グラウンド・ゴルフ事業の優先交渉権者としては決定したものの、幸いにも「協定書」は未締結であると仄聞しております。今ならまだ間に合います。亀公園用地(貴法人の平面図のAゾーン)を、グラウンド・ゴルフ場の建設予定地から外すことを、速やかにご検討いただきますよう、要望いたします。

私たちは、グラウンド・ゴルフ場の建設そのものに関しては、何ら反対はし

ておりません。ただ、亀公園をその対象地から外してほしいということのみを願っているのです。

突然のことではありますが、工程上の期限が迫っており、十分な調整期間を設ける余裕がないため、この書面を提出させていただきました。貴法人におかれまして、よろしくご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

(追) 亀公園をグラウンド・ゴルフ場の対象地から外すことは、工程上・収益上あるいはその他の理由により、今となっては不可能であると貴法人が判断される場合は、男里浜区は次善策として、「取り外された亀公園の遊具を廃棄処分せず、泉南市男里1314に所在の男里公園(通称=浜公園)へ移築することとし、それに要する費用について、貴法人にも応分の負担をしていただくこと」を要望いたしますので、合わせてご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

= 本件に関するお問い合わせ先 =

・〒590-0526 大阪府泉南市男里7-29-20 男里浜区民センター

・電話=072(483)6891

(土・日・祝日および平日の16時以降は閉館)